令和６年　第３回臨時会

# 総務厚生常任委員会会議録

長　与　町　議　会

# 令和６年第３回長与町議会臨時会総務厚生常任委員会会議録（第１日目）

本日の会議　　令和６年１２月２５日
招集場所　　長与町議会第１委員会室

出席委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 金子　恵 | 副委員長 | 堤　理志 |
| 委員 | 下町純子 | 委員 | 藤田明美 |
| 委員 | 岡田義晴 | 委員 | 八木亮三 |
| 委員 | 西田　健 | 委員 | 西岡克之 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 荒木秀一 | 主査 | 村田潤哉 |

説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 総務部長 | 青田浩二 | | |
| （総務課） | | | |
| 課長 | 大山康彦 | 課長補佐 | 金子寛之 |
| 係長 | 尾田光洋 | | |
| （秘書広報課） | | | |
| 課長 | 木戸武志 | 係長 | 池田昇平 |
| （地域安全課） | | | |
| 課長補佐 | 田中廣幸 | 係長 | 入口健太郎 |
| | | | |
| 企画財政部長 | 村田ゆかり | 企画財政部理事 | 荒木　隆 |
| （政策企画課） | | | |
| 課長 | 中村元則 | 課長補佐 | 松田祐貴 |
| 係長 | 山口和樹 | 主査 | 田中優喜 |
| （財政課） | | | |
| 課長 | 北野靖之 | | |
| （税務課） | | | |
| 課長 | 和田　弘 | | |
| （収納推進課） | | | |
| 課長 | 小川貴弘 | | |
| | | | |
| 住民福祉部長 | 宮﨑伸之 | 住民福祉部理事 | 細田愛二 |
| （こども政策課） | | | |
| 課長 | 村田佳美 | | |
| （住民環境課） | | | |

課長補佐　木須美樹
（福祉課）
課　　長　川内佳代子　　課長補佐　山本公司

健康保険部長　山本昭彦
（健康保険課）
課　　長　森本陽子　　係　　長　一瀬奈々
（介護保険課）
課　　長　峰　　修子　　参　　事　中村宰子
課長補佐　森川寛子　　係　　長　堀　　将大

本日の委員会に付した案件

議案第６４号　長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第６５号　町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第６６号　長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
議案第６７号　長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第６８号　長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第６９号　令和６年度長与町一般会計補正予算（第６号）

開会　１０時２８分
閉会　１４時０３分

**〇委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和６年第３回長与町議会臨時会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第６４号、そして今回は６５号、６６号までの件を議題としたいと思います。まず、第６４号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、第６５号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、第６６号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

**〇総務課長（大山康彦君）**

皆さまおはようございます。それでは、議案第６４号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第６５号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第６６号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、関連いたしますのでまとめてご説明させていただきます。本議案につきましては、町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じまして改正を行うものでございます。第１条につきましては、期末手当の支給割合を０．０５月分引き上げ、総支給割合を３．４５月分とするものでございます。第２条につきましては、６月および１２月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ１００分の１７２．５に改めるものでございます。附則におきまして、条例第１条は公布の日から施行、令和６年１２月１日から適用するものとし、第２条は令和７年４月１日から施行すること、また期末手当の内払いについて定めております。以上が議案第６４号から議案第６６号までの提案理由でございますが、お手元の方に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず６４号、質疑はありませんか。

堤委員。

**〇委員（堤理志委員）**

ちょっと今さらなんですが、一般職公務員については、人事院勧告に基づいて基本的には地方公務員もそれに準じた扱いをするということだと思うんですが、特別職国家公務員に準じて地方の例えば議員、三役は、これは必ずしも準じる必要というのはないんですよね。その時その時に理事者側の判断で、県の判断でやってもいい、今回提案したということは理事者側としては上げるべきだという判断の下、提案したとそういう理解

でよろしいでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

基本的に一般職につきましても、特別職につきましても、何かしらの基準がないとなかなか根拠として上げられないと。基本的には人事院勧告というのがベースになりますので、一般職はそれを基にと、特別職に関しましても国家公務員の特別職ってのがございますので、それをベースという形で毎年こういった改定をさせていただいているのが現状でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

それでですよ、今回聞くところによりますと、特別職の国家公務員の給与については国においても一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。ただし、閣僚については現下の諸情勢に鑑み、当分の間据え置くことを決定しましたっていうのが内閣府の方で示されておりまして、ちょっとそういった特殊な事情もあるので、私はもしかしたら特別職、議員についてはちょっと内部で検討なりされたんじゃないかなと思ったんですが、そういったものはなかったのかどうかですね。

**○委員長（金子恵委員）**

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

今委員おっしゃるとおり、国の方ではそういった格好で一部停止をしているという状況でございますが、全体的に停止をしているという部分ではございませんので、今回につきましては国の改正どおりということで対応させていただいております。特に内部で、閣僚の方が停止してるからどうこうということで対応しているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。戻って構いませんので、次、６５号町長および副町長の分ですね、こちらに関してよろしいですか。で、６６号まで。内容的には提案理由の説明としては一緒ですので、全体的に質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちなみに、前も同じようなケースがあったと思うんですが、ちなみにこれが可決された場合の具体的な追加分の支給っていうのは、具体的に例えばどういうふうに、もうちょっとできれば平たい言葉で語ってもらいたいんですが。例えば、可決されました、そしたらこの差額分を例えば何年の何月頃に各三役、議員に支給されると。その辺りはち

ょっと具体的にかみ砕いて話していただければと思います。

**○委員長（金子恵君）**

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

基本的に今回の条例が可決されれば、速やかにうちのほうも事務的な対応をさせていただくと。基本的にはもう年末でございますので、年明け、早ければ１月中ということをめどに対応させていただければと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第６４号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

議案第６４号について反対の立場から討論を行います。今年度、私たち町議会議員は、特別職報酬等審議会の答申に沿って議員報酬の増額改定がなされました。議会としても、今、幸福度を高めようということでさまざまな研修を行ったりいろんな提言をしようということで、努力をしている最中であります。しかしながら、現状においてはまだ町民がそのことを、まだきちっと実感できるまでには至っていないという状況もありますので、今回のこの議案についてはまだそういう状況もありますので、賛成するには至らないという立場から、反対とさせていただきます。

**○委員長（金子恵委員）**

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６４号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６５号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６５号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６６号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６６号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第６７号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

**〇総務課長（大山康彦君）**

それでは、議案第６７号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は人事院勧告の内容に準じまして、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合、給料月額、各種手当の支給要件等を改定するものでございます。令和６年８月の人事院勧告においては、民間給与との格差を埋めるため、初任給や若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。また、諸手当の見直しも図られ、長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案は、これらの勧告に準じ、条例改正を行うものでございます。まず第１条では、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を４．６月分としております。なお、再任用職員につきましては、それぞれ０．０２５月分引き上げ、総支給割合を２．４月分としております。またこれらに加え、別表第１の給料月額を改定するものでございます。第２条では、令和７年度における配偶者に係る扶養手当を現行の６，５００円から３，０００円に、また子に係る扶養手当を現行の１人につき１万円から１万１，５００円に改め、管理職の地位にある職員が、災害対応など緊急の必要により平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、午前０時からを午後１０時からに拡大するとともに、再任用職員に

対する住居手当の支給を新たに規定をしておるところでございます。また、期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、６月および１２月期の配分をそれぞれ改めるとともに、別表第１の給料月額を改定するものでございます。第３条では、令和８年度における配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を１人につき１万３，０００円に改めております。附則におきましては、条例第１条は公布の日から施行、令和６年４月１日から適用するものとし、第２条は令和７年４月１日から、第３条は令和８年４月１日から施行することとしております。また、給料の内払いおよび号給の切り替えについて定めております。以上が議案第６７号の提案理由でございます。お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今ご説明いただいた第２条３の第１５条というんですかね、この午前０時を、特別職の勤務の加算ですかね、これ午後１０時に改めるっていうのは何か根拠というか、いわゆる国の方で何かそういう改正といいましょうか、何か制度が変わったのか、ちょっと理由を説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

委員おっしゃられたところは、今回の人事院勧告の中で同じく提示をされている部分になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今のところは分かりました。この長与町職員の給与に関する条例っていうのは、この後の会計年度とは別ということは当然正規職員というか、これだと思うんですが、現状をちょっと教えていただければと思うんですが、この今回の条例、この条例の改正に該当する正規職員の数と、これが今回の改正によって、１年間で幾らぐらい増額、予算、人件費ですよね、ちょっとその正規職員の分、ひとまずこの条例に該当する分だけ、概算でも結構なんですが伺いたいんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

金子課長補佐。

**○課長補佐（金子寛之君）**

まず、この条例の改正に該当します職員の数でございますけれども、一般会計に属す

る職員２１４人おりますので、そちらが該当する数ということでございます。影響する１年間を通しての額でございますけれども、合計で約４，０００万円を見込んでおります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

第３条の３段目のところ、扶養親族を削り、１万１，５００円を１万３，０００円にって書いてるとこで、項目はどういうふうになるんですか。支給項目と申しますか。家族手当みたいにあったでしょ。それが削られるわけですよね。そこをお知らせください。

**○委員長（金子恵委員）**

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

この配偶者に係る扶養手当というのが令和８年度で廃止ということになりますので、今まで１番目の項目に配偶者っていう項目があったんですが、そこが削られますので、その下に続く子どもの扶養手当とか、そういった該当する項目が１個ずつ繰り上がるという格好になっています。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６７号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第６８号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

**○総務課長（大山康彦君）**

それでは、議案第６８号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。本議案につきましては、人事院勧告の内容に準じまして、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うものでご

ざいます。令和６年８月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、別表第２における報酬基準月額を改定するものでございます。なお附則におきまして、条例第１条は公布の日から施行、令和６年４月１日から適用するものとし、第２条は令和７年４月１日から施行、併せて給与の内払いについて定めております。以上が議案第６８号の提案理由でございます。お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

先ほどと同様ですが、この条例に該当する会計年度任用職員の数、影響額ですかね、年間の、伺えればと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

金子課長補佐。

**○課長補佐（金子寛之君）**

会計年度任用職員の数でございますけれども、一般会計に該当する職員数２７０名分でございます。年間の影響する額につきましては、約２，４００万円を見込んでおります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６８号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第６９号令和６年度長与町一般会計補正予算（第６号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。まず、総務部総務課から。

大山課長。

**〇総務課長（大山康彦君）**

それでは総務課の方から、一般会計補正予算（第６号）における人件費に関する部分につきましてご説明を申し上げます。今回は一部を除きまして、人事院勧告に基づく人件費の増額補正となっております。補正予算（第６号）に関する説明書の３４、３５ページをお開きください。補正予算給与費明細書の特別職の表でございます。国の特別職の職員の給与に関する法律におけるボーナスの改定に準じまして、期末手当が４３万1，０００円の増額となっております。続きまして３６、３７ページをご覧ください。こちらが一般職の総括表でございます。給与費と共済費合計で7，２７９万4，０００円の増額でございます。次に３８、３９ページをお開きください。こちらが会計年度任用職員以外の職員でございます。給与につきましては2，５５３万1，０００円の増額、職員手当につきましては1，５７９万4，０００円の増額となっております。このうち３２万8，０００円の時間外につきましては、今後発生する給付金関係の事務に伴う分となっております。次に４０、４１ページをお開きください。こちらが会計年度任用職員分でございます。こちらの給与費、共済費合わせて2，６８４万9，０００円の増額を計上しております。続きまして４２、４３ページをお願いいたします。こちらが報酬、給料、職員手当の増減事由別内訳を掲載しております。また４４ページからは給料及び職員手当の状況を掲載しておりますので併せてご参照ください。その他、今回の人事院勧告に伴います人件費の改定に関する部分の、国保、後期、介護等の特別会計への繰出金、歳入における国費、県費の増額も計上されております。以上が総務課分となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

それでは引き続き、地域安全課。説明ありますか。同じく秘書広報課もないですね。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。給与費明細分と歳出分だけですね。一括して質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で１１時５分まで休憩します。所管の皆さまはお疲れさまでした。ありがとうございます。

（休憩　１０時５５分～１１時０４分）

**〇委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第６９号の審査を行います。これより企画財政部の質疑に入りますが、まず提案理由の説明を求めます。

財政課。

北野課長。

**〇財政課長（北野靖之君）**

よろしくお願いします。財政課所管分につきまして説明をいたします。説明書の６、７ページをお願いします。歳入でございます。下から２段目、１９款１項１目繰越金は所管分でございます。財源の調整としまして６，７２８万６，０００円を計上しております。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

引き続き、政策企画課。

中村課長。

**〇政策企画課長（中村元則君）**

政策企画課所管分です。よろしくお願いいたします。それではご説明いたします。今回の補正予算の主な内容といたしまして、参考資料として配布しております議案第６９号令和６年度一般会計補正予算（第６号）資料、新図書館等複合施設整備事業についてと題しました資料を使用して、複合施設関係の補正内容をご説明いたします。資料上段には、事業費の見直し内容を掲載しております。監理費につきましては変更はございません。建設工事費につきましては、変更前の１９億３，２１０万４，０００円から２億５，７８９万６，０００円を増額し、２１億９，０００万円としております。下段には予算補正の内容を掲載しております。令和６年度予算額につきましては、監理費と建設工事費を合わせて３億５，７７５万８，０００円を現計予算として計上しておりましたが、補正６号におきまして全額減額し、令和７年度および８年度予算で改めて計上させていただくこととしております。右側の表は、債務負担行為額の変更内容を掲載しておりますが、補正前の額に増額事業費の２億５，７８９万６，０００円と、今回歳出予算から減額いたします３億５，７７５万８，０００円を加えまして、２２億５，７４４万９，０００円に変更しております。それでは予算書の５ページをお願いいたします。予算書５ページ、第２表債務負担行為補正の変更、複合施設整備事業でございます。先ほど参考資料によりご説明いたしましたが、スケジュール案といたしまして今回議決を頂きましたら、令和７年１月上旬に入札公告を行い、令和７年３月に契約議案の上程、契約期間は令和７年３月下旬から令和８年１０月までを予定しているところです。次に、予算書の６ページ、次のページをお願いいたします。第３表地方債補正でございます。同じく複合施設整備事業でございますが、補正後の限度額を７，２００万円としており、建設工事および監理業務へ充当予定であった分を減額するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書をお願いします。予算に関する説明書の６、７ページをお願いいたします。歳入でございます。１４款２項１目３節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億１，５６２万４，０００円のうち２９９万７，０００円が政策企画課所管分で、学校教育課が歳出予算として計上しております物価高騰に伴う学校給食費の賄材料費に充当しております。次に中段の１８款２項６目１節教育振興基金繰入金、それから下段にございます２１款１項１目１節総務管理事業債の複合施設整備事業充当起債につきましては、いずれも複合施設建設工事費および

工事監理委託料に関連する予算でございましたが、入札不落による工期見直しのため減額を行うものです。

続きまして歳出に入ります。１０、１１ページをお願いいたします。下段の方にございます２款１項８目１節報酬の一般事務補助パート報酬は、人事院勧告による会計年度任用職員の報酬基準月額の改定により増額を行うものでございます。次に１２、１３ページをお願いいたします。２款１項１３目１２節委託料の工事監理委託料の全額、同じく１４節工事請負費の複合施設建設工事費の全額につきましても、工期見直しのため減額を行うものでございます。以上が政策企画課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

次に税務課と収納推進課。

和田課長。

**○税務課長（和田弘君）**

皆さまこんにちは。よろしくお願いします。税務課所管分の歳出についてご説明いたします。それでは、補正予算に関する説明書の１４、１５ページをお開きください。２款２項２目１節報酬６６万７，０００円のうち、一般事務補助パート報酬６２万４，０００円が税務課所管分でございます。会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

小川課長。

**○収納推進課長（小川貴弘君）**

よろしくお願いいたします。収納推進課所管分は、収納推進専門員１名分の人事院勧告に準ずる人件費の増額計上のみでございます。１４、１５ページ、２款２項２目賦課徴収費１節報酬の収納推進専門員報酬４万３，０００円、同目３節職員手当等の会計年度任用職員期末手当および勤勉手当、ならびに同目４節共済費の会計年度任用職員社会保険料が、本課所管分になります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず説明書に入る前に冒頭の議案書の方ですね。債務負担行為等が、５、６ページ、この辺りで説明がありましたけれども、まずここから質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

債務負担行為補正のこの図表なんですけれども、補正前と補正後の限度額の変更は分かるんですが、この期間が補正前は令和７年度からだっていう意味なんですかね。それ

が、補正後は令和６年度となっていますけれども、この意味するところというか、ちょっとその辺りの状況分からないので、変更しなければならなかった理由をお聞かせいただければと思います。

**〇委員長（金子恵委員）**

中村課長。

**〇政策企画課長（中村元則君）**

債務負担行為の期間につきましては、当初令和６年度の建設工事費と債務負担行為として令和７年度から８年度になっておりましたが、工期の変更により、令和６年度中の支払いがなく、現年度予算が存在しないという状況になります。現年度予算がない状況で入札契約を行うため、債務負担行為に６年度を含めることで入札契約の根拠とすることとしております。

**〇委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**〇委員（堤理志委員）**

私もあんまりちょっと詳しくないのでよく分からなかったんですが、ちょっと私なりにちょっと債務負担行為のことを見てみたら、原則債務負担行為というのは予算の一部なので、歳出予算に関する原則が適用されます。で、会計年度経過後は変更ができないとなってるんですよね。だからなのかなと思ったんですけど、ちょっと私だけよく分らなかった。もう少しよろしければ教えていただきたいと思います。

**〇委員長（金子恵委員）**

北野課長。

**〇財政課長（北野靖之君）**

債務負担行為の考え方ですけども、まず補正前の方ですね、こちらにつきましては、令和６年度今年度に予算を取っておりましたので、実際の債務負担の行為、今後発生する予算っていうのが、７、８年度分の予算、これだけが必要ですっていうのがまず上げておりました。今回、補正後になりますけども工期のスケジュールの変更によりまして、まず令和６年度分の予算が必要なくなりました。従いまして、ここの限度額っていうのは今年度令和６年度分がまず足された金額になってます。この期間につきましては、令和６年度は予算はなくなったんですけれども、令和６年度中に入札行為を今後していく必要がありますので、令和６から８年度という期間を設けまして、令和６年度中に契約行為ができるという意味で令和６年度からの期間ということで設定をしております。

**〇委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**〇委員（堤理志委員）**

分かりました。入札行為そのものも、この施設総合整備事業の一部という捉え方になるという理解でよろしいですかね。

**〇委員長（金子恵委員）**

北野課長。

**〇財政課長（北野靖之君）**

はい、そのとおりでございます。

**〇委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**〇委員（堤理志委員）**

となりますと、もともと入札も令和７年度じゃないと筋が通らないような、そうじゃないんですか。補正のもう事前に補正前で令和７年度からやるということで、入札もそうだった。という意味ではないのか。

**〇委員長（金子恵委員）**

荒木理事。

**〇企画財政部理事（荒木隆君）**

補正前の予算の段階でも、令和６年度中に入札契約を予定しておりまして歳出予算が計上されていたのは、前払金として支出する、事実が発生する見込みであったということでございます。補正後についても、令和６年度中に入札契約をしたいという予定は変わりませんで、その場合にこうした今後の債務の負担額、総額を設定しておかないと、そういった入札契約ができないということにもなりますし、この債務負担行為自体も予算の一部で単年度予算主義の一つですので、今年度設定することで今年度の入札契約ができると。逆に言えば、今年度中に入札契約をしたかったがために、今回の補正でこのような設定をしたということでご理解いただければと思います。

**〇委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**〇委員（八木亮三委員）**

同じ複合施設についてのことなので今伺いますが、先ほど本会議場でも同僚議員の質疑等あって、一定理解したんですが、設計の変更を行ったということで、先ほどの質疑では何かエアコンの室外機の柵であったり、植栽ですかね、何かそういった所ということでしたが、得てしてこういう予算を削減する場合、もっと見えない所とかも削減とかをしがちなのかなとちょっとイメージとしてあったので、そこでちょっと確認のため質問なんですが、たしか木を結構使うということで、外装じゃなくて内側の躯体だと思うんですが、そういう所っていうのやっぱり木を使うってことは当然シロアリとかのかなり対策が重要なのかなと思うんですね。そういったいわゆる躯体の、何かこう安全性だったり構造に関わるような所の設計、もしくは何かそういう少し何か省くとか、そういうようなことは行ってない、考えてないということでよろしいですかね、念のため。この件に関しては全協でも説明あったんですが、全協は基本的に議事録等も公開されない

んで、ちょっとご説明いただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

委員ご指摘のとおりシロアリ等構造部材に関わる所の変更は行っておりません。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

本会議の中でも同僚議員からもう少し説明が欲しかったという意見がありまして、私もちょっと同じように感じておりまして、せっかく新図書館の特別委員会があるわけですので、ぜひそういう中で説明を頂きたかったなと思っております。それについては、基本的な部分には影響がなかったからということでありましたけれども、確かに構造そのものをいじってはいないということなんですが、説明の中ではエアコンの目隠しなんですかね、これとかベンチとか植栽というふうな話があります。これはやっぱり新図書館、複合施設のやっぱり全体的な景観に関わることなので、ぜひ私たち議員もそういった情報はぜひ知りたかったし、例えば植栽なんかも変えればかなり景観も変わると思うので。ちなみにもう少し詳しく今回費用をなるべく低廉化させるために、いろんな努力をされたということですけれども、もう少しかみ砕いてというか、説明を頂ければと思います。お願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

細かく説明をさせていただきます。まず、建築本体から。まず、軒天木工事になります。外の思いやり駐車場だったり、入り口部分の天井部分があるんですけれども、その天井の仕上げ材の部分を変更しております。この部分の変更によりまして約６００万円の減。続きまして建具工事、建築本体の中の建具工事になります。こちらの方が先ほどありました室外機の目隠しフェンス、エキスパンドメタルドアというものになるんですが、こちらの削除と、ガラスの内部のガラスの方に飛散防止フィルムをかけておりました。こちらちょっと安全側に見るために付けてたところもあったので、こういったところをちょっと削除させていただきまして約３，０００万円程度の減額とさせていただいてます。続きまして外構工事になります。外構工事の方が、まず舗装工事、こちらの方が２層舗装だった部分を１層舗装に見直すなどしております。中の舗装部分でウッドチップ舗装などちょっと意匠性の高いような舗装を変更させていただく。で、また中のサインですね、道路上に書かれるバスマーク等の削除を行いまして、約１８０万円程度の減をさせていただいております。続きまして、外構工事。雑工作物としまして、ベンチ

の一部を削除させていただきます。全てのベンチをなくしたわけではなく、一部ベンチを削らせていただいてます。こちらの方で４７０万円ほどの減とさせていただいております。続きまして、植栽工事。こちらも全てをなくすというわけではなく、本数を間引くというか、減らすような形を取らせていただきまして、また混植、いろいろな植物を混ぜて、低木だったりそういったものをするところの植栽工を内容を変更させていただきまして、３８０万円ほど減らさせていただいております。合計で４，６００万円ほど減、これが直工ベースになりますので、諸経費等が入ると約６，０００万円近くの減という形でさせていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

すいません、先ほど説明にありました飛散防止フィルムですけれども、もともと飛散防止機能が付いたガラスを使用した上にフィルムを貼るっていう仕様にしていたんですけれども、十分ガラス自体に飛散防止機能があるということで、フィルム自体を削除したものでございます。それから植栽工事につきましては、今後ですね、イベントなどで植栽の方をしていきたいと思っていますので、なくなるというわけではなく、今後イベント等で植えていこうという形で進めたいと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

ニュース等で隈研吾さんの設計の建物がカビがふいたりと、要するに設計者はしっかりしてますけどその材質にこだわるあまり、そういうふうな問題が、町のこれ目玉である複合施設ですから、あまり減額にこだわり、材質そういうものに関しては、あまりそういう、何ていうんですかね、きちんとしたものを使わないかんかなと思うんですが、その辺りいかがですか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

外装につきましては、木質に見える部分は絞らせて設定をさせていただいております。今回の変更の所にも外側の、先ほどの軒天の方を変更したということをお伝えさせていただきましたが、その軒天の使用というのがもともとが木で仕上げを予定しておりました。イメージ的には長崎県庁の入り口の上を見ていただくと、同じように木が張られてるかと思うんですけども、あの仕様を一部塗装とかに変えて行っておりますので、そういった腐食とかにつながるところを逆に変えたというような形になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

委員の皆さまに申し上げます。今５、６ページ、債務負担行為とそれと地方債補正ということで質疑を行っておりますので、取りあえずある程度のところで質疑の内容は委員会に沿ったものということと、それと特別委員会内とかそういうところで聞ける部分っていうのはそちらの方でお願いして、まずはこの補正の予算ということで質疑をお願いしたいと思います。

次、それでは歳入の方に入りたいと思います。部全体で一括して質疑を行います。歳入に関して質疑はありませんか。説明書の６、７ページです。質疑はありませんか。よろしいですか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

１９款１項繰越金を財源調整で繰り越しにしたっていうご説明、もう少し詳しく、下の方にもかかってくるのかな、２１款１項に。そこを詳しく、もう一度お尋ねします。

**○委員長（金子恵委員）**

北野課長。

**○財政課長（北野靖之君）**

今回の補正ですけれども、大きく町長も説明したとおり３点ございまして、人事院勧告に伴う人件費の関係ですね、それから重点交付金の関係、そして複合施設の減額になります。それをトータルしますと、人件費関係では通常増額になるんですけれども、複合施設の方では最終的に減額が多い状況にございまして、そこの財源調整を考えた場合に、歳入として繰越金をこれだけ入れて初めて予算が成り立つということになりますので、この部分で財源調整として繰越金を計上させていただいております。起債につきましては、複合施設が今回前払金がなくなったことに伴います今年度中の起債の減額になります。これも含めて総合的に財源調整として繰越金というのを充てなくていけませんので、繰越金を計上しております。

**○委員長（金子恵委員）**

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

２１款１項の分ですけど前払金がなくなったとおっしゃいましたが、今度また今年度中に入札をかけて、そこで落札したと仮定した場合には、その前払金はどういう処理をされるんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

松田課長補佐。

**○課長補佐（前田祐貴君）**

補正後の入札のスケジュールですけれども、３月の議会で工事の契約締結の議案を上程させていただきますので、実際の契約日としては３月の下旬ということになりまして、実際の工事に入りますのは４月以降ということになります。従って、今年度中は支出額

としては発生しないということで、予算は全て減額というふうな方法を取っております。

**○委員長（金子恵委員）**

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

くどいようですが、契約して４月以降に前払金を払うという予算の想定をしているということで予想をして、あくまでもしかしこれは落札っていう前提の下ですよね。今回のような不落っていう形がもし出た場合には、どういう処理をされるんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

松田課長補佐。

**○課長補佐（松田祐貴君）**

今、おっしゃられたとおり、今の予定としては４月以降に前払金の請求をしていただいて、７年度の当初予算で支払いをする予定としております。今度の入札で不落になった場合については、その不落の原因等によって、どういった形で今後再度公告入札を行うかということについては、再検討の必要がありますので、再検討後に改めてスケジュールを立てまして、それに沿った形で予算執行も行っていくということになろうかと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

補正６号の減額の部分でやっぱりちょっと重要な問題だと思うので再度ちょっとお伺いしたいんですが、いろんな縮減の工夫の説明の中で、内側のガラスの飛散防止フィルムをこれを貼らないことにすることによって３，０００万円ほどの節減をするということでありましたけれども、その後追加の説明でもともとが飛散する心配がないということであったところがちょっと解せないというか、全体的に全部にもともと飛散防止のフィルムを予定してたのをやめたのか、それともちょっと私が気になるのが、非常に天井高がある大きなガラスがありますよね、あの部分のことなのか、まずちょっとお伺いしたいなと思うんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

飛散防止フィルムにつきましては、委員のおっしゃった所の高い所の部分になります。で、またその減額した部分につきましては、飛散防止フィルムは内訳がエキスパンドメタルドアの方が２，８００万円で、飛散防止フィルムの方が１２０万円ほどとなっております。金額から分かるとおり飛散防止フィルムについては、一部削除という形にさせていただきます。元からあった飛散防止機能っていうのは、今回の不落を受けまして、改

めて検討過程の中で、今回上に造る所のガラス自体が３層複層ガラスになっております。３層複層ガラスの３層の間にはフィルムが入っている状態ではないかということを改めてちょっと設計者とメーカーとに確認を取りまして、ここも減額対象とできないかということをよく検討の上、一部削除をさせていただいたというところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

いや、そこがですね、３層の複層ガラスで中に入ってる真ん中のガラスには恐らくフィルムが貼ってあるんだろうということですよね。ただしやっぱりちょっと心配なのが、非常に面積があるガラスですので、しかも台風等のやっぱりそういった強風暴風の時の何らかのちょっと大きなものが飛んできた時に、果たして本当にそれで突き破る恐れがないのかというのが非常に心配するわけですよね。例えば、あの施設は避難所としても今後使う可能性もあるということも考えると、大丈夫なのかなと。３，０００万円けちったがために避難所に、言わんとしてること分かると思いますけども、突き破って大きな木なり、鉄の塊なんか飛んできて、突き破って大変なことになるというような心配がちょっと感じるんですが、その辺りは今後の中でもう少し検討した方がいいんじゃないかなと思うんですが、検討の余地というのはない、本当にやっぱり住民の安心安全というのを考えて検討の余地はないものかどうかいかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

ガラスの方の風水害に対する強度というところに関しましても確認を取っておりまして、今回ガラス自体ぶつかって瓦が飛んできて割れるということは強度的にはあまりあり得ない話ではあるんですけども、今回削除させていただいたのが飛散防止フィルムになります。飛散防止のフィルムの役割としましては、割れました、それが下に落ちた時に、飛散して２次被害につながることを防止するためのフィルムとなっております。で、中にもともと複層ガラスでフィルムが入っているということは、もしも割れて落ちた場合であっても同じような機能を果たすということで、そちらの飛散防止フィルムを１２０万円分減額させていただいたというところになります。

**○委員長（金子恵委員）**

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

すいません、補足でございますが、避難所として活用予定が１階部分となりますので、図書館自体、２階には避難所としての機能を持たせる予定は今のところございません。今後も安全面には十分配慮して計画していきたいと考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**〇委員（堤理志委員）**

すいません、やっぱりちょっと安全に関わることなのでくどいようですが、大きいガラスっていうのはたしか１階から２階までの通しでなってなかったんですかね。

**〇委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**〇主査（田中優喜君）**

通しのガラスは、すいません、基本設計段階では通しのガラスでご説明させていただいたかと思うんですけれども、実施設計の途中の段階で階で分けるようになっております。また今回その高所のガラスという部分が天井上の方のアーチを描いた大きな部分のガラスとなります。

**〇委員長（金子恵委員）**

藤田委員。

**〇委員（藤田明美委員）**

すいません。それから、その前の室外機の目隠しの部分、それが大体２，８００万円程度ということでそれをなくすということだったんですけども、なくすことによって、補修費用がですね別にかかってくるのではないかなあと思います、メンテナンス等々、点検とか。その辺のところはまた別予算になってくるのではないかなと思いますが、その保守がかかるということは想定されてますでしょうか。

**〇委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**〇主査（田中優喜君）**

外の室外機のフェンスの主な機能としましては、周りが周遊道路となっておりまして、室外機が丸見えになると、意匠的によろしくないかなということでもともと設置をさせていただいてたんですけれども、その目隠しフェンスをなくすということだけになりますので、金額的には大きいんですけれども、特にそれをなくすことによって室外機の機能が落ちる、または余計な補修費用がかかるといったことはないと考えております。

**〇委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

西岡委員。

**〇委員（西岡克之委員）**

頂きました資料によりますと、監理費は増額をされてないですよね。工事監理業務委託、意図伝達業務委託、これは今回また新たに予算を組む時に増額をされていない。ただ建築工事費の方は２億５，７８９万６，０００円を１９億３，２１０万４，０００円か、で、２１億９，０００万円に増額されてるんですが、この監理費は、いわゆる今回の再入札にかけて増額をしなくてもよろしかったという認識で受け止めてよろしいんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中主査。

**○主査（田中優喜君）**

その認識で間違いございません。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

すいません。設計工事費自体を再入札するんであって、監理は別業務っていう理解でよろしいんですかね。お願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

松田課長補佐。

**○課長補佐（松田祐貴君）**

今おっしゃったとおり別業務というふうに考えていただいて結構です。それと補足ですけれども、監理費の費用の積み上げ方については、延べ床面積と施設の種別で、図書館であるとか健康センターであるという施設の種別によって積み上げをしておりまして、延べ床面積の変更を伴うような大きな設計変更とかそういうものがありましたら、監理費についても見直しが必要となってきますけれども、今回の変更についてはそういった部分に影響がありませんので、監理費については変更しておりません。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。いいですか。今歳入でしたので、歳出の方に入りたいと思います。歳出全般どこでもいいです。質疑はありませんか。１０ページから１５ページですね。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。所管の皆さまはお疲れさまでした。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で１３時１５分まで休憩します。

（休憩　１１時４８分～１３時１１分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第６９号の審査を行います。これより住民福祉部の審査に入ります。住民環境課から。

細田理事。

**○住民福祉部理事（細田愛二君）**

それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明をさせていただきます。住民環境課の方から上げさせてもらってます補正につきましては、人事院勧告に伴います会計年度任用職員の人件費に係るもののみでございますが、歳入と関連するものもございます。その分につきましてご説明をさせていただきます。説明書の６、７ページをお開き願います。上段の１４款２項１目総務費国庫補助金１節総務管理費補助金の個人番号カード交付事務費補助金は、今回の人事院勧告のうちマイナンバーカード交付事務に従事いたします会計年度任用職員の人件費増額分に係る補助額の増額計上でございます。充当先につきましては、歳出の説明書１４、１５ページになります。中段の２款３項１目戸籍住民基本台帳費のうち、マイナンバーカード交付事務に係ります会計年度任用職員分ということになります。以上で住民環境課分につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

続いて福祉課の説明をお願いします。

川内課長。

**〇福祉課長（川内佳代子君）**

それでは福祉課所管につきまして、補正予算に係る説明書にてご説明をいたします。福祉課の人事院勧告に関するもの以外につきましてご説明させていただきます。まず歳入でございます。説明書の６、７ページをお開き願います。１４款国庫支出金２項１目３節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億１，５６２万４，０００円のうち１億１，２６２万７，０００円が、歳出予算にて今回補正をお願いをしております低所得世帯支援給付金事業費に充当し事業を行うものでございます。

続きまして歳出でございます。１８、１９ページをお開きください。３款民生費１項６目低所得世帯支援給付金事業費は、令和６年１２月１７日に国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、国において補正予算に計上された重点支援地方交付金のうち、低所得世帯支援枠において、住民税非課税世帯を対象に１世帯当たり３万円の支援とその世帯の子ども１人当たり２万円を加算し支援する給付金と、事業に伴います事業費について補正をお願いするものでございます。対象とする世帯の要件といたしましては、１２月１３日時点で長与町に住民票を有し、令和６年度の住民税について世帯全員が非課税の世帯でございます。ただし、世帯員全員が課税者から扶養されている場合は対象外とさせていただきます。世帯数につきましては３，２００世帯、その世帯の子どもの数を４５０人と見込んでおります。本事業の給付に係るスケジュールでございますが、本予算が可決されましたら、実施要綱の制定、委託事業者等の契約や封筒等の印刷を進めながら対象者の抽出を行い、確認書の送付をいたします。なお、令和６年１月２日以降に転入されてきた方がいらっしゃる世帯等につきましては申請が必要となりますので、準備が整いましたらホームページや広報等で周知を行ってまいります。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、こども政策課。

村田課長。

**○こども政策課長（村田佳美君）**

それではこども政策課所管につきまして、予算に関する説明書に沿ってご説明させていただきます。今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費に係るものでございますが、歳入と関連するもののみご説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の６、７ページをお開きください。上段の１４款２項２目民生費国庫補助金２節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は、今回の人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費増額分に係る補助額の増額計上に伴うもので、歳出の１６、１７ページの３款１項１目社会福祉総務費と、１８、１９ページの３款２項１目児童福祉総務費、２０、２１ページの３款２項４目児童館費、２２、２３ページの４款１項３目母子衛生費へ充当するものでございます。次に２段目の子ども・子育て支援事業費補助金も人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費増額分によるもので、歳出の１８、１９ページ、３款２項１目児童福祉総務費へ充当するものでございます。次に１５款２項２目民生費県補助金２節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は、国費同様会計年度任用職員の人件費増額分によるもので、歳出の１６、１７ページの３款１項１目社会福祉総務費、１８、１９ページの３款２項１目児童福祉総務費、２０、２１ページの３款２項４目児童館費、２２、２３ページの４款１項３目母子衛生費へ充当するものでございます。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入、６、７ページ、こちらから質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、歳出の方に入ります。１４、１５ページ、ここからですね。次、１６、１７ページ。次、１８、１９ページ。ここは低所得世帯の分が入ってます。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

低所得世帯支援給付金事業費の部分でお伺いしたいんですが、概要を今ご説明いただきましたのであらかたは理解できたんですが、今後これが可決されたとしてスケジュールがこういう形で進むというご説明はありましたが、ちなみに、本決まりじゃないとしても順調にいけばどのような、例えば何月ぐらいにどうこうというようなスケジュール、あらかた想定はされてるのかと思う、話せる範囲でご説明いただけたらありがたいなと思うんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

もうこれは予定ということでお答えいたしたいと思いますが、まず、こちらの予算が通りましたならば、委託契約を結んでいくようになります。制限付き一般競争入札を予定をしておりまして、委託の分ですね、その分を契約をしまして、１月末に契約がスムーズに進めば、その後確認書の発送等を進めまして、支払いの事務をするまでに２、３週間かかるかと思っておりますので、最初の支払いが早くて２月の下旬ぐらいになるかというふうに想定をしているところでございます。確認書の提出期限につきましては、国の方がＱ＆Ａの方では遅くとも７月３１日までとしているところでございますが、こちらの方が遅くともというふうになっておりまして、新たに出生される子どもの状況等を加味しながら、期限の方は委託契約までには決めていきたいと思っているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

国の方からは遅くとも７月３１日までにという意向というかそういう形で進めてほしいということだと思うんですが、長与町のような比較的小規模自治体だったら、もう少し実質的には早くなるんじゃないかなという気もするんですが、もちろんあくまでも予定で結構ですので、こういう夏ぐらいまでなるのか、それともう少し早いような状況になるのか辺りは話せれば話していただきたいなと思うんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

山本課長補佐。

**○課長補佐（山本公司君）**

７月３１日が国の期限でありますけれども、今のところまだ予定ですけれども、一月前の６月３０日を現在予定はしております。といいますのが、２月から申請を受け付けて、大体例年７割か８割ぐらいの方々がもう早めに申請をされます。大体３月の上旬か中旬ぐらいにはもう大体７、８割の給付が終わった状態になると予想されますので、あまりにも長めに設定すると今度委託契約も長くなりますし、今度それが終わった後令和６年度に実施した定額減税補足給付の不足額給付の事務がまた始まりますので、それが申告の課税が終わった６月以降また業務が発生しますので、なるべくその業務と重ならないようなところで申請期限は設定をしたいと今のところは考えているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

同じところなんですけれども、これはもう住民税非課税世帯とあとそこに該当するお子さんがいるかってのは当然町として把握をできるものだと思うんですが、もうそこについては直接申請とかしてもらわないでこっちで把握してる人たちに対しては、もう直接振り込むんですかね。何か自治体によってはそういう所があるみたいなんですが。これまでの例えば給付金を支援した人も多いと思うんですよね、非課税世帯だと。それで把握してる所にはもう直接ということでしたが、ちょっともしご説明あったとこなら申し訳ないですが、お願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

プッシュ型でっていうお話だと思いますが、この分につきましては、今回非課税世帯ということになっておりまして、先ほどご説明の中にもありましたように、非課税の世帯の方たちであっても課税世帯から全員が扶養になってると該当しないというようなところが、前回の非課税の分もあったんですけれども、ということで扶養の状況というのが変わってくるっていうところが出てくる可能性がございますので、確認書の方を全世帯送付はさせていただこうと思っております。ただ、今までに申請を頂いた方の分の確認書につきましては、口座等をもう印字して送らせていただきますので、確認していただいて返送いただければ、すぐにでも支給ということができるかと思っておりますので、プッシュ型っていうのは今回は行わないというふうに予定をしております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

流れは分かったんですが、そうするとこちらから送って、その返送がないと給付はできないというか、されないということですか、一応お答えをお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

はい、委員おっしゃるとおりです。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいでしょうか。では次、２０、２１ページ、２２、２３ページ、次の２４、２５ページまでですね。質疑はありませんか。では歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民福祉部の審査を終了します。所管の皆さまお疲れさまでした。

１３時３５分まで休憩します。

（休憩　１３時２８分～１３時３３分）

**〇委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部の審査に入りたいと思います。まず健康保険課の方から提案理由の説明をお願いします。

森本課長。

**〇健康保険課長（森本陽子君）**

健康保険課所管分につきましてご説明いたします。今回の補正は、全て人事院勧告の内容に準じた職員の給与および会計年度任用職員報酬等の差額支給に伴う補正です。長与町一般会計補正予算（第６号）に関する説明書の１６、１７ページをお開きください。３款１項５目国民健康保険費２節給料から４節共済費は保険年金係の職員分です。次のページをお開きください。２７節長与町国民健康保険特別会計繰出金は、人事院勧告に基づく人件費の増額分を国民健康保険特別会計に繰り出すものです。次のページをお開きください。３款３項３目後期高齢者医療費は４名分の報酬、２名分の期末勤勉手当です。次のページをお開きください。２７節長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、人事院勧告に基づく人件費の増額分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものです。４款１項１目保健衛生総務費は、健康増進係の職員の給料、期末勤勉手当、会計年度任用職員６名分の報酬、会計年度任用職員４名分の期末勤勉手当です。４目健康増進費は、会計年度任用職員２名分の報酬、会計年度任用職員１名分の期末勤勉手当です。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

引き続き介護保険課の説明をお願いします。

峰課長。

**〇介護保険課長（峰修子君）**

それでは、議案第６９号令和６年度長与町一般会計補正予算（第６号）、介護保険所管分につきまして補正予算に関する説明書よりご説明をさせていただきます。説明書の２０、２１ページをお開き願います。３款３項２目１節報酬および３節職員手当等、４節共済費は、一般事務補助パート１名の人事院勧告に基づく増額分、および職員１０名分の人事院勧告に基づく増額分となっております。３款３項２目２７節繰出金は、長与町介護保険特別会計における人事院勧告に基づく増額分の町負担分に係る繰出金となっております。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。歳出のみですので１６ページからと２３ページまでですね。そう多くはないので一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

健康保険部の皆さまにおかれましてはお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**〇委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、議案第７０号こちらの審査に入りたいと思います。議案第７０号令和６年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**〇健康保険課長（森本陽子君）**

議案第７０号令和６年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬等の差額支給に伴う補正です。予算書の１ページをお開きください。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１７８万7，０００円を追加し、補正後の総額を４５億2，２８５万6，０００円とするものです。それでは補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。６、７ページをお開きください。３款１項１目保険給付費等交付金、その下の５款１項１目一般会計繰入金は、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分です。

次に歳出につきまして説明いたします。１０、１１ページをお開きください。１款１項１目一般管理費は２名分、２項１目賦課徴収費は収納推進専門員１名分です。４款１項２目疾病予防費は５名分の報酬、４名分の期末勤勉手当、社会保険料です。次のページにわたります４款２項１目特定健康診査等事業費は６名分の報酬、４名分の期末勤勉手当、社会保険料です。８款１項予備費は、収支の調整として計上いたしております。１４ページ以降は給与費明細書です。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。そう量的に多くはありませんので、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７０号令和６年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第７１号の審査を行います。議案第７１号令和６年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

議案第７１号令和６年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬の差額支給に伴う補正です。予算書の１ページをお開きください。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１２万７，０００円を追加し、補正後の総額を７億３，４２８万３，０００円とするものです。それでは補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。６、７ページをお開きください。３款１項１目事務費繰入金は、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分を一般会計より繰り入れるものです。

次に歳出につきまして説明いたします。１０、１１ページをお開きください。１款１項１目一般管理費は１名分の報酬です。１２ページ以降は給与費明細書です。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７１号令和６年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に７２号の審査を行いたいと思います。それでは議案第７２号令和６年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

**○介護保険課長（峰修子君）**

それでは、議案第７２号令和６年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明をさせていただきます。予算書の１ページ目をお開き願います。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既存の予算総額に歳入歳出それぞれ１７２万2，０００円を追加し、補正後の総額を３３億9，３７２万1，０００円とするものです。介護サービス事業勘定におきましては、予算総額に変更はございません。内容につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の６、７ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございます。７款１項一般会計繰入金は人事院勧告に基づく増額に伴う町負担分でございます。２目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業繰入金は、総事業費５１万円に係る町負担率１２．５％分として６万4，０００円を、３目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費２３７万8，０００円に係る町負担率１９．２５％分の４５万7，０００円を、その他事務費繰入金として１２０万1，０００円の計１７２万2，０００円を一般会計より繰り入れております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。１０、１１ページをお開き願います。１款３項１目総務費は、介護認定審査専門員１名および認定調査員４名分の人事院勧告に基づく増額分でございます。３款２項１目地域支援事業費、一般介護予防事業費につきましては、介護地域支援事業専門員５名分の人事院勧告に基づく増額分でございます。３款３項１目の地域支援事業、地域包括支援センター運営費につきましては、一般事務補助パート１名分と職員の人事異動による職員手当および３名分の人事院勧告に基づく増額分となっております。３款３項２目総合相談事業費からは３款３項９目の任意事業費まで、いずれも人事院勧告に基づく増額分でございます。７款１項１目予備費は、収支の調整として２３６万4，０００円を減額計上するものでございます。続きまして１８、１９ページをお開き願います。介護サービス事業勘定につきましては、歳出１款１項１目指定介護予防支援事業費の包括支援センター専門員６人分の人事院勧告に基づく増額分として９８万円を計上し、２款１項１目予備費から収支の調整として同額を減額計上いたしております。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、保険事業勘定の歳入歳出から始めたいと思います。こちらで質疑はありませんか。よろしいでしょうか。では、介護サービス事業勘定の方は歳出のみでしたが、こちらで質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第７２号令和６年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）の件

を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で１４時５分まで休憩します。所管の皆さまお疲れさまでした。

（休憩　１３時５４分～１４時０２分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第６９号令和６年度長与町一般会計補正予算（第６号）の件を議題とします。これより議会事務局の審査を行います。歳出だけですけど、こちらで質疑はありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６９号令和６年度長与町一般会計補正予算（第６号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会審査は以上で終了です。皆さまお疲れさまでした。

（閉会　１４時０３分）